

国自環第253号の3
平成19年3月9日

社団法人
日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部環境課



「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いします。

② ①の場合において、ガソリン、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車であって、車両総重量が3.5トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）については、各排出ガス成分（一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物）ごとに次の式により算出する固定劣化補正値（ A_s ）を走行前の排出ガス測定値に加算することもって「自動車型式認証実施要領」附則7「長距離走行実施要領等」中「長距離走行（その4）実施要領」による走行に代えることができる。

$$A_s = Y_s \times A_{ADF} \times 177000 / 77000$$

ここで、

Y_s : 低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示103号）別表第9に規定する値のうち最大のもの

A_{ADF} : 次の表に定める固定劣化補正値算出係数

	一酸化窒素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
固定劣化補正値算出係数（ A_{ADF} ）	0.11	0.12	0.21

③ 適合性の判断については、「自動車認証実施要領」附則7の2「長距離走行車排出ガス値取扱要領」に準拠し、劣化補正値を加算した値で行うものとする。

3. (略)

4. 排出ガス値の管理

認定を受けた自動車の排出ガス値の管理については、法第75条第4項の完成検査、施行規則第63条の検査又は改造認定実施要領第10条第1項の結果を用い、「自動車認証実施要領」附則7の2「長距離走行車排出ガス値取扱要領」に準拠して求めた耐久走行後の排出ガス値が、実施要領に定めるそれぞれの区分に応じた値であることを確認することにより行う。

5. 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に対する適用

一酸化炭素等発散防止装置指定自動車については、本通達中「自動車型式認証実施要領」附則7「長距離走行実施要領等」を引用する規定は、「装置型式指定実施要領」別添4「一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準」において準用する当該規定に読み替えて適用する。

(以下略)

3. (略)

4. 排出ガス値の管理

認定を受けた自動車の排出ガス値の管理については、法第75条第4項の完成検査又は施行規則第63条の検査の結果を用い、「自動車認証実施要領」附則7の2「長距離走行車排出ガス値取扱要領」に準拠して求めた耐久走行後の排出ガス値が、実施要領に定めるそれぞれの区分に応じた値であることを確認することにより行う。

(以下略)

国自環第253号
平成19年3月9日

地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

） 殿（単名各通）

自動車交通局技術安全部
環境課長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」の一部改正について

今般、「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」（平成19年国土交通省告示第131号）を制定したこと等に伴い、一酸化炭素等発散防止装置等の改造が行われた自動車の検査の際、より適切な業務実施のため、公的試験機関が実施した書面に原動機等の変更部位の写真等を添付することとし、本通達の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、別紙のとおり関係団体等に通知したので申し添える。

（別紙省略）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」（平成8年4月15日自環第94号）の一部改正について
新旧対照表

改正 平成19年3月9日国自環第253号

改 正	現 行
<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて 記</p> <p>1. 細目告示第119条第2項第1号及び第197条第2項第1号関係 (1) 「<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項及び第119条第1項の新規検査等又は完成検査等の際に自動車に備えていたばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散を防止装置に係る次の変更は、細目告示第119条第2項第1号及び第197条第2項第1号の基準に適合しない</u>」ものに該当しない例とする。 ①～⑥ (略)</p> <p>(2) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面（当該書面には、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等が添付されていること。以下「試験結果証明書」という。）又はその写しにより判定する場合には、当該試験結果証明書に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等が同一であること。 また、構造・装置等が同一である場合にあっては、発行された試験結果証明書を当該検査申請車両のものと見なすことができるものとする。 なお、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式（原動機等の変更により「改」を付したもの以外は、「改」を除く。）、構造・装置及び原動機の変更部位等（6モード法、13モード法、JE05モード法による試験に係る自動車（以下「重量車」という。）にあっては、構造・装置及び原動機等の変更部位等）をいい、「構造・装置等が同一である」とは、当該試験結果証明書の排出ガス試験結果成績表中の「自動車諸元」欄に記載される項目における「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」（重量車に限る。）及び「駆動車輪タイヤ空気圧」を除いた構造・装置等が同一であることをいう。</p> <p>以下略</p> <p>附 則 平成19年3月31日までに公的試験機関が発行した試験結果証明書にあっては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて 記</p> <p>1. 細目告示第119条第2項第1号及び第197条第2項第1号関係 (1) 次の変更は、「<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第119条第2項第1号及び第197条第2項第1号の基準に適合しない</u>」ものに該当しない例とする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2) 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面の写しにより判定する場合には、当該書面に係る試験自動車の構造・装置等と検査申請車両の構造・装置等の同一性が、「<u>自動車検査業務等実施要領に係る「第31条の2の基準に適合するものであることを証する書面」及び使用車種規制に係る原動機等の変更を行った自動車等の取扱いについて</u>」（平成5年11月30日付け自技第173号・自環第342号）記2に該当していることが必要である。</p> <p>以下略</p>

国自環第253号の2
平成19年3月9日

自動車検査独立行政法人理事長
軽自動車検査協会理事長

） 殿（単名各通）

国土交通省自動車交通局
技術安全部環境課長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第2項等及び「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」に係る細部取扱いについて」の一部改正について

今般、「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」（平成19年国土交通省告示第131号）を制定したこと等に伴い、一酸化炭素等発散防止装置等の改造が行われた自動車の検査の際、より適切な業務実施のため、公的試験機関が実施した書面に原動機等の変更部位の写真等を添付することとし、本通達の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので了知願います。
なお、別紙のとおり関係団体に通知したので申し添えます。

（別添新旧対照表及び別紙省略）